

# 申請の手引き

令和8年度つくば市介護職員就労  
スタートアップフォロー給付金

つくば市高齢福祉課

## ○概要

市内の介護事業所等に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付します。

## ○給付金額

常勤職員 50,000円

非常勤職員 30,000円

## ○対象者

下記の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 別表1に掲げる介護事業所等で該当職種としての勤務の経験がないこと。又は勤務の経験はあるが、当該事業所を退職した日から現在勤務している市内の別表2に掲げる事業所を運営する法人と対象職種として雇用契約を締結した日までの期間が1年以上経過していること。
- (2) 2025年7月1日から2026年6月30日までの間に市内の別表2に掲げる介護事業所等を運営する法人と対象職種として雇用契約を締結していること。
- (3) (2)の雇用契約に係る法人が運営する市内の介護事業所等に勤務する方で、次のいずれかに該当すること。
  - ① 常勤職員としての給付を希望する場合は、2026年8月1日から申請日まで常勤職員として勤務していること。
  - ② 非常勤職員としての給付を希望する場合は、2026年8月から2027年1月までの各月において、1日から28日までの勤務時間数の合計を4で除して得た1週間当たりの勤務時間数の平均値が、各月それぞれで20時間以上であること。
- (4) 派遣労働者でないこと。

## ○申請方法

下記書類をつくば市役所高齢福祉課の窓口で提出又は下記住所まで郵送で提出してください。

窓口で提出する場合、申請者の本人を確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示していただきます。また、代理人が窓口で提出する場合は、代理人の本人確認書類を提示していただくとともに、申請者の本人確認書類の写し及び委任状（様式第4号）を追加で提出していただく必要があります。郵送で提出する場合、申請者の本人確認書類の写しを添付してください。

(1)、(4)、(5)は下記ホームページから様式をダウンロードして作成してください。(2)、(3)は任意様式で作成したものを提出してください。

ホームページURL :

<https://www.city.tsukuba.lg.jp>

[ トップページ → 健康・医療・福祉 → 保険・年金  
→ 介護保険 → 施設の届出・指定・認可  
→ 介護職員の就労及び研修受講に係る給付金を交付します ]

- (1) つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金交付申請書（様式第1号）
- (2) 雇用契約書の写し又はその他雇用形態、雇用契約日、雇用期間及び勤務場所を証する書類の写し（要法人印）  
※参考様式「勤務証明書」を提出する場合、省略可
- (3) 勤務証明書（発行日が2027年2月1日以降であり、勤務開始日から発行日までの勤務を証明したものに限り。要法人印）
- (4) アンケート
- (5) 勤務実績報告書（様式第2号）
- (6) 本人確認書類の写し（申請書類を郵送、または提出を委任する場合）

## ○申請受付日時

2027年2月1日（月）～2027年2月26日（金）

（窓口で提出の場合、土日祝を除く午前8時45分から午後4時30分まで）

（郵送で提出の場合、2月1日～2月26日必着）

※提出書類に不備がある場合、上記申請受付日時の期間中に再提出が必要となります。期日に余裕をもって申請手続きをしてください。

**問合せ及び郵送申請時の送付先**

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市福祉部高齢福祉課「介護人材給付金担当」宛

TEL : 029-883-1111 (代)